

備	考
---	---

- (注)
- 1. 記入欄が不足する場合は、別紙に記載して下さい。
 - 2. 不用の文字は、横線（—）で抹消して下さい。
 - 3. 申込者は、当該品の製造者の主たる窓口業務を行うところとする。
 - 4. サイバーレジリエンスに関する対策が講じられる機器の使用承認を同時申込する場合のみ。
 - 5. 信頼できないネットワークと通信を行う場合には「有」（鋼船規則 X 編 4.4.3 参照）。
 - 6. 自動化機器及び装置の使用承認を同時申込する場合のみ。
 - 7. コンピュータシステムの使用承認を同時申込する場合のみ。

(添付 1)

A. 自動運航システム（自動運航、自律運航に関するガイドライン 附属書 I-1.4.3） ⁸		
提出が必要な図面	提出図面名称	提出図面番号
-1.(2) ANS を搭載した船舶の運用コンセプト		
-1.(3) ANS の機能要求仕様書及び設計書		
-1.(4) ANS の手引書（ANS の概要，操作手順，保守管理の方法，ANS 故障時の連絡先を含むもの）		
-1.(5) リスク評価の報告書		
-1.(6) 設計開発体制に関する資料（品質計画書及び品質マニュアルを含む）		
-1.(7) 設計開発プロセスに関する資料		
-1.(8) 機能確認試験の報告書		
-1.(9) FAT の試験方案		
-1.(10) 変更管理手順書		
-2.(1) 環境への適合性を示す資料		
-2.(2) ソフトウェア試験の試験報告書		
-2.(3) システム試験の試験報告書		
-2.(4) FAT の試験報告書		
-2.(5) FAT の追加資料（ユーザーマニュアル等）		

（注） 8. 提出資料・要件詳細は自動運航、自律運航に関するガイドライン 附属書 I を参照すること。

(添付 2)

B. 自動化機器及び装置（船用材料・機器等の承認及び認定要領 第 7 編 1.2.1） ^{9,10}		
提出が必要な図面	提出図面名称	提出図面番号
(1) 製造仕様書 (品名, 形式, 要目, 用途, 目的, 構造, 性能等の概要を記述したもの)		
(2) 同一形式の範囲に含まれる機器又は装置の 一覧表 及びその説明書		
(3) システム構成図 (機器を組み合わせて構成する場合)		
(4) 構造図 (外形寸法図, 組立断面図等)		
(5) 制御配線図 (電気機器), 制御配管図(空, 油圧機器)		
(6) 主要構成部品表 ((2)又は(4)に含めてもよい。) a) 名称, 要目, 材料, 数量, 準拠規格などを記入 b) 購入部品を含む		
(7) 構造, 動作, 使用方法の説明書 (取扱い又は動作説明書等)		
(8) 社内検査基準及び判定基準 (過去の試験データ等を含む。)		
(9) 製造及び納入実績 (もし, あれば)		
(10) 環境試験方案 (1.3 によって作成したもの)		
(11) 本会が適当と認める機関の発行した証明書及び成績書 (もし, あれば)		

(注) 9. 自動化機器及び装置の使用承認を同時申込する場合のみ。

10. 自動化機器及び装置の使用承認にて要求される提出資料・要件詳細は船用材料・機器等の承認及び認定要領第 7 編 1 章を参照すること。

(添付 3)

C. コンピュータシステム（船用材料・機器等の承認及び認定要領 第7編 8.2.2） ^{11,12}		
提出が必要な図面	提出図面名称	提出図面番号
(1)(a) 品質計画書及び品質マニュアル		
(1)(b) システムの仕様書及び設計書		
(1)(c) FAT の試験方案		
(1)(d) 変更管理手順書		
(1)(e) その他本会が必要と認める図面及び資料		
(2)(a) 船用材料・機器等の承認及び認定要領 第7編 1章の規定に基づき発行された証明書又は同要領中、表 7.1-1.に規定する環境試験を満足することを証明する資料		
(2)(b) ソフトウェア試験の試験報告書		
(2)(c) システム試験の試験報告書		
(2)(d) FAT の試験報告書		
(2)(e) FAT の追加資料（ユーザーマニュアル等）		
(2)(f) その他本会が必要と認める図面及び資料（FMEA等）		

(注) 11.コンピュータシステムの使用承認を同時申込する場合のみ。

12.コンピュータシステムの使用承認にて要求される提出資料・要件詳細は船用材料・機器等の承認及び認定要領第7編8章を参照すること。

(添付 4)

D. サイバーレジリエンスに関する対策が講じられる機器等の使用承認 (船用材料・機器等の承認及び認定要領 第7編 10.2.2) ^{13,14}		
提出が必要な図面	提出図面名称	図面番号
(1)(a) コンピュータシステム資産インベントリ		
(1)(b) トポロジー図		
(1)(c) セキュリティ機能仕様書		
(1)(d) セキュリティ機能試験要領書		
(1)(e) セキュア開発ライフサイクル文書		
(1)(f) その他本会が必要と認める図面及び資料		
(2)(a) セキュリティ構成指針		
(2)(b) 保守・検証手順書		
(2)(c) インシデント対応・復旧計画支援情報		
(2)(d) 計画の変更に関する管理に関する図書		
(2)(e) その他本会が必要と認める図面及び資料		

(注) 13.サイバーレジリエンスに関する対策が講じられる機器等の使用承認を同時申込する場合のみ。

14.サイバーレジリエンスに関する対策が講じられる機器等の使用承認にて要求される提出資料・要件詳細は
船用材料・機器等の承認及び認定要領第7編 10章を参照すること。